

奈良時代の流通経済

榮原 永遠 男

【要約】 これまでの奈良時代の流通経済に関する研究は、その構造的特質の確定という基礎的作業を怠っていたため、その本質の把握が十分ではなかった。本稿は従来の研究の基礎を定める意味でこの点についての見通しをうることを目的としている。まず中央では、官市Ⅱ政治的市である東西市を中心にその延長部分が主要交通路によって結合し、中央交易圏を形成し、諸司官人家の財政もこのような流通経済構造に対応して営まれていた。これに対して各地方では、各地にあった地方市とは別に、国府経済と密接に関係する国府市が存在し、これを中心としてその延長部分が結合して国府交易圏を形成していた。国府経済は国府交易圏を前提にして運営された。国府交易圏と中央交易圏は、律令制的収取に規定されて相互に補完しつつ連関し、奈良時代の全国的流通体系を形づくっていた。

史林 五五巻四号 一九七二年七月

はじめに

律令制下の流通経済に関する研究は数多くあるが、そのなかで鬼頭清明氏が、実物貢納経済を律令財政の基礎としつつも、それが流通経済を補完として必要とした点を指摘したことは重要である。^① わたくしは氏の「実物貢納経済」なる概念に若干の問題を感じるが、氏にあっては流通経済は律令財政を支える基礎の主要ではないが不可欠の一部をなすことになる。わたくしも律令財政が流通経済に依拠した面があったことを認め、以下これについて論じたい。いうまでもなく律令財政を流通経済との関係のみから説明するのは誤りであり、またわたくしは律令時代において流通経済の満面開花を主張するつもりも毛頭ない。この時代の流通経済はそれなりの時代的制約をうけていたのであり、本稿はむしろこの点をあき

らかにすることを旨ざしている。その際、物資流通に焦点をあわせる立場や、いわゆる商人史・商業史、また貨幣流通史、市場論^⑤、律令中央財政との関係を追求する立場、手工業生産の発展を基軸に社会的分業の展開と関連させる立場など、いくつかの視角からの研究がなされてきた。しかしこれらは奇妙にもほぼ共通して基礎的な事実の解明に欠けるところがあった。律令制下の流通経済に関する研究が、一見発展し豊富化しているようでありながら実は停滞状況を示している原因の一半はまさにここにあると思う。基礎的な事実とは、律令制下の流通経済の構造的性質の確定である。本稿は従来の研究の欠除せる基礎をさだめる意味で、とくに奈良時代におけるその鳥瞰図を得ることに目標を置こうと思う。

奈良時代の流通経済を説く場合、地方の流通経済、遠距離交易、中央の流通経済という三区分がよく行なわれる。それは往々にして三者の機械的な羅列にすぎず、内的連関が問題とされる場合は稀であり、また個々の構造も十分あきらかになっていないとはいいたい。そのため奈良時代の流通経済の全体的な構造を明確に把握することができなくなっているのではなからうか。わたくしは基本的にこの三区分に従いつつも、単なる形式的区分におわらせることなく、三者それぞれの構造をあきらかにすると共に、相互の内的連関に留意しつつ考察を加えようと思う。

- ① 西村真次『日本古代経済・交換篇』、沢田吾一『奈良朝時代民政経済の数的研究』第三章「商業及融通等」、喜田貞吉「古代の商人」、『日本商人史』、西岡虎之助「平安時代の商業及商人の生活について」、『日本商人史』、伊藤弥之助「奈良時代の商業及び商人について」、『三田学会雑誌』四一―五、喜田新六「奈良朝に於ける錢貨の価値と流通とに就いて」、『史学雑誌』四四―一、清水三男「村落と市場」、『日本中世の村落』、横田拓実「天平宝字六年における造東大寺司写経所の財政」、『史学雑誌』七二―九、吉田孝「律令時代の交易」、『日本経済史大系』一、鬼頭清明「八、九世紀における出卒銭の存在形態——官営高利貸と下級官人層をめぐって——」、『歴史評論』二

- 一、二号、早川二郎「我が『古代』史における交換経済の発展」、『日本古代史の研究』、門脇領二「調庸收取形態の変化とその背景」、『律令国家の基礎構造』その他。
- ② 鬼頭前掲論文。
- ③ 西村前掲書、沢田、喜田貞吉、西岡、伊東前掲論文など。
- ④ 喜田新六前掲論文、西村前掲書など。
- ⑤ 清水前掲論文、西村前掲書など。
- ⑥ 横田、吉田、鬼頭前掲論文など。
- ⑦ 早川、門脇前掲論文など。

一 中央交易圖

(1) 東西市

京には原則として市司^①管轄下の市がおかれたが、中央における流通経済の構造的特質を考えるうえで、京の東西市をさけて通ることとはできない。東西市の最も主要な機能は物資売買である。その価格は養老関市令によれば、市司が時価を三区分し、市にあって記録し、十日ごとに簿をつくり、季別に本司へ提出する規定であった（每肆立標条。簿の作成には部長があたつたらしいが、大宝令には「市估案」の一句が存在したので（公式令集解文案条古記、同令には「市估案」作成の規定があつたと思われる。延喜式では沽価帳と称し、三通作成して太政官、京職、市司に各一通ずつ置くことになっている（東西市司式）。估価は官私交関と贖物の価格評価に利用され（養老関市令官私交関条、贖物の評価額は刑罰決定の資料とされた。またつぎの天平七年（七三五）の「左京職符」は、はなはだ興味深い内容をもっている。

職符 東市司

琉璃玉四口徑二寸、若無者壹一十許口

右平、章其価、便付、遣使坊令御母石勝、進送、舍人親王葬装束所、符到奉行、

大進大津連船人

大属四比元孫

十一月廿日

（『大日本書』一巻六三三頁、以下一六三三、傍点引用者、以下同じ）

舎人親王は六日前の十一月十四日に薨じ、ときに知太政官事一品であつた。従三位鈴鹿王等が太政大臣に准じて葬事を監護した（『続日本紀』天平七年十一月乙丑条）。この符は、親王の薨去にともなつて設置された葬装束所が、葬儀に必要な物資

の価格の調査を左京職に依頼し、それをうけて左京職から東市司に下されたものであろう。とすれば公式の行事に必要な物資が、東市司を通じて、購入されたのではないがその価格が調べられている例となる。この価格とはおそらく估価であろう。同じく天平七年十一月十一日（一一六三）、五日（同）および某月九日（一一六四）の「左京職符」で、同職が東市司を通じて市で物資を購入していることと併考すると、あるいは諸司が東西市で交易する場合には市司を通じることもあったのではないかと想像される。そのほか正倉院文書によって造東大寺司、造石山院所、皇后官職また諸写経所が東西市を利用したことはあきらかである。諸司の財政運用上東西市は不可欠であったことは疑いない。そのほか市司は物価調節や物資の購入を行っていた^③。估価の管理は市司の中心的機能であった。東西市の取引では官以外は市へ行って交易せねばならず、物主をよびつけることや、時価をはずれた取引は禁止されていた（除官市買条）。そのほか市司は市の開閉、肆、権衡度量、称斛、奴婢売買、不正物品その他について監督の目をひかせており、物部二〇人が違反不正をとりしめた。このほか後述のごとく市は刑罰公開執行の場として民衆教化の役割をも果たしていた。東西市における売買その他に対するこのような詳細厳重な規定と律令官司たる市司の統轄は、東西市が自由な市ではなく、政治的色彩をもった市であったことを如実に示しているよう。

『日本靈異記』中巻六に「聖武天皇御代、山背国相楽郡、有_レ癡願人、……為_レ納_二大乘_一遣_二使四方_一、求_二白檀紫檀_一、乃_レ得_二諾_一、樂京、以_二錢百貫_一而買」とある。白檀紫檀の入手先は諸樂京とあるのみであるが、おそらく東西市であろう。とすると使を四方に派遣しても結局は東西市でしか奢侈品を手でできないのであるから、東西市が京とその周辺の民衆の生活に必ずしも密着した市ではなかったことがうかがえる。このことは延喜東西市司式にみえる平安京東西市の隠名からも同様にかがえるところである。ところが雑令皇親条は皇親及五位以上が帳内・資人・家人・家人・奴婢等をつかわし、市肆を定めて興販することを禁じたあと、「於_二市沽売出舉及遣_二人於外處_一、貿易往来者、不_レ在此例」として皇親官人が東西市に人を派遣して売買することを認めており、また六位以下の官人は興販も許されていた^④。

このようにみえてくると、さきの東西市に対する政治的規制は、官人の私経済と官衙財政を維持しかつ保護するためのものであったことは明白である。京の東西市は原則として、官人と官司のために設置されたとみるべきであろう。わたくしは東西市が、豪族・土豪・有力農民の私富蓄積の場となり、市内外の一般公民の生活に結びつく面をもっていたことを認めつつも、基本的には右の政治的意図のもとに設定された点に注目して、これを官市、政治的市として把握し、自然発生的な市と区別したい。しかし中央における流通経済の構造的性質は、東西市に注目するのみではあきらかとならない。

(2) 中央交易圈

正倉院文書は日本古代史研究に欠くことのできぬ貴重な一大史料群であるが、当面の問題である奈良時代の流通経済についてもやはり重要な手がかりを与えてくれる。

(イ) 天平六年(七三四)五月一日付の「造仏所作物帳」は、興福寺西金堂の造営と造仏に関する帳簿である。^⑤ その各断簡に官市、政治的市である東西市以外で物資を購入した例がみえるのはきわめて注目すべきことである。すなわち

買檜久礼一千二百八十枚七百冊枚各十一文
五百冊枚各十文

直錢十三貫五百冊文

自泉津、運車六十四両 貨錢二貫冊八文車別冊二文(二・五五八)

のような場合で、^⑦現在の京都府相楽郡木津町の北付近の泉津で檜久礼が購入されている。他方、東西市での購入を推測させる記載もまたある。

雇人単功一百廿四人採薪、并運市物等所役並受店食

(七三三六)

この「市物」は東西市で購入したものであろう。このように興福寺西金堂の造営造仏の場合、東西市以外に確実なところでは泉津で物資の購入が行なわれたことは銘記すべきである。

(口) 年月日欠の「造金堂所解」は、天平宝字三、四年（七五九、六〇）に行なわれた法華寺阿弥陀浄土院金堂の造営に関する長大な帳簿であるが、ここにもまた同様の例が見い出される。たとえば

三百文自村、屋村、買運青菜車四両、賃兩別七十五文

(十六—二八六)

などである。この文書から本造営工事では西市以外に、村屋村（奈良県田原本町藏堂）、広瀬村（同広陵町広瀬）、伊賀山川津、丹波山川津、高嶋山少川津（滋賀県高嶋郡朽木村大字小川）、泉津、生馬鷹山で物資を購入したことがわかる。^⑨

(ハ) つぎに天平宝字五年（七六一）から六年における石山寺の造営の場合はどうか。天平宝字六年閏十二月二十九日付の「造石山院所解案」（秋季告朔）はこの工事の総決算書であるが、そのなかに

買大石、山四百十四圓直（朱筆）一圓別十二文

(十六—二二三)

とみえ、大石山で檜皮を購入したことがわかる。また天平宝字六年正月〜七月の「造石山寺所雜材并檜皮和炭等納帳」（十五—二六〇以下）からも三雲山（滋賀県甲西町三雲）、高嶋山、伊賀山、大石山（大津市大石）で材木、檜皮を購入したことが窺える。^⑩ さらに「造寺料錢用帳」にも

十七日下錢老伯陸拾文

右自猪、名部枚虫所買進、藥卅二圓負駄二匹、賃匹別八十文

(五—三五七)

などとあり、猪名部枚虫所（勢多庄）のほか奈良（東西市か）、甲賀山、田上山、大石山でも物資が購入されている。^⑪ 以上から石山寺の造営に際しても東西市のほかに大石山、三雲山（甲賀山付近）、高嶋山、伊賀山、甲賀山、田上山などの柚や勢多庄で物資が購入されたことが確かめられた。

(二) 最後に天平宝字六年(七六二)十二月からはじめられた造東大寺司写経所による大般若経二部の書写の場合、「奉写二部大般若経錢用帳」に

卅日下錢貳拾柒貫伍伯文

廿貫雜餽附市、領伊部子水通大石阿古万呂等

一貫買松餽附、原園、領櫟井男公(十六—九二)

十日下錢肆伯文

(中略)

右附山、辺武羽、買如件

(十六—九六)

とあり、東西市庄とともに鵜原園や泉木屋所(領山辺武羽)が利用されていることがわかる。ところですでに明らかにされているように、この写経事業については特殊な事情があった。用度が現物のかわりに調綿で支給され、官人にわりあてて売却し、写経費用の錢貨が獲得されたのである。問題はこの調綿がどこで売却されたかということであるが、わずかに

謹恐惶請処分

所賜綿卅連(中略)

右縁、先日宣、如數將進思食、遣外國交易、付不能人、每物充減、不堪望心……

天平宝字七年二月廿九日 飯高息足 (十六—三四〇)

符 難波、使社下月弓削伯万呂等

(足助)

……又雖直六十三四文充買之、非五文已上者、不得売却……

天平宝字六年閏十二月一日

(十六—一〇九)

とあり、外國や難波で売却されたことが知られるのみである。この二例は購入のみならず売却にも東西市以外の地点が利

用されたことを示す数少ない例である。

以上(イ)から(ニ)まで東西市（東西市庄も）以外のいかなる場所で物資の売買が行なわれたか、という点を確かめてきた。これを整理すると第1表のごとくである。

第1表

		柚	庄その他
(イ)興福寺西金堂	伊賀山川津・高嶋山少川津・丹波山川津	泉津	
(ロ)法華寺金堂	伊賀山・高嶋山・甲賀山・田上山・大石山	泉津・村屋村・広瀬村・生馬鷹山	
(ハ)石山寺		勢多庄	
(ニ)二部大般若		泉木屋所・麗原園・難波・外国	

さて第1表は、中央における流通経済の構造的特質を考えるうえできわめて重要な鍵を与えるものと思う。官市・政治的市である東西市とともに、この表のような各所でも物資を売買することは、後述する官人の私経済や官司経済の流通経済に対する関係からみて、写経所や造寺関係官司のみでなく、他の律令中央諸官司や諸官人家も多少少なかれ同様であったと想定される。しかし逆にいえば、このような物資売買のあり方は、余儀ない場合もあったのである。

東市庄解 申買進上珠丁軸事

合肆伯枝 長三百枝 短一百枝 直陸伯文二枝 充三文

右随、市内在、一買取、且進上如件、以解

天平宝字二年八月四日吳原飯成

大石阿古麻呂（四一二八六）

東市庄は、指定された品目数量を一応とりそろえたが、それは「随市内在」すなわち市で入手できる限度内にすぎなか

った。したがって東西市では必要とする品目を常に必要量だけ入手しえるとはかぎらない。この事情は前掲の天平七年十一月二〇日付「左京職符」に「琉璃玉四口徑二寸、若、無、著、壺一十許口」とあることから全く明らかである。東西市で必要を満しえない場合は、他所に求めざるをえないのは当然であろう。この意味で東西市以外の場所での購入は東西市における物資購入の延長形態とみることができる。

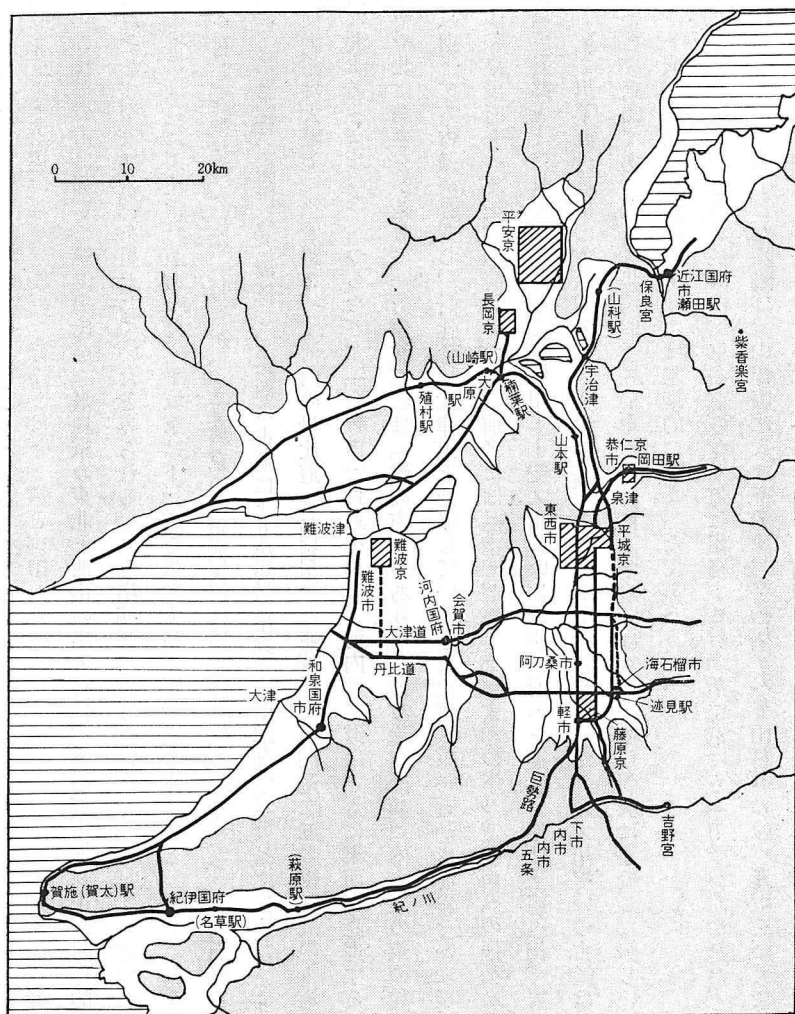
このように考えてみると、第1表の東西市以外での売買は、(イ)、(ロ)、(ハ)が造営工事の例なので、材木や檜皮、薪などの購入が琵琶湖周辺の杣山付近で行なわれる場合があり、いくぶん片よったあり方を示すが、東西市における売買の延長形態として理解できることは明らかであろう。写経所や造寺関係官司をはじめとする律令官司や官人の経済は、全一的に官司・政治的市である東西市のみに依存していたのではなく、地理的および売買品自体の条件からその時々々の事情にに応じて、各地に存在する流通経済上の要地にも依存したのであった。京の東西市は、それ自体でたしかに一個の市を形成しているが、場合によってはその延長部分が必要としたわけである。中央の流通経済を考察する場合、以上にのべたことから、もはや東西市にのみ視野を限定してはならず、その延長部分をも含めて、両者の総体としてとらえねばならないのは当然であろう。したがって東西市の利用度のみから、これが中央の流通経済に果たした役割の多少を推測することには、危険な要素が入りこむことになる。東西市の評価は、その延長部分をも含めて、流通経済機構自体のなかでいかなる位置にあり、また律令財政機構のなかでどのように位置づけられているのか、という点からなされねばならない。

そこでつぎの問題は、東西市とそれ以外の物資売買地点との相互連関である。この点に関して、最近岸俊男氏によって大和、河内の古道が解明されつつあるが、その成果は中央における流通経済の構造的性質の考察にも重要な示唆を与える。大和には南北に上ッ道、中ッ道、下ッ道の三道が縦貫し、上ッ道の東にはさらに山辺道があった。東西には横大路と、現国道二五号線付近の古道があり、ともに東行して伊賀、伊勢へと通じていた。藤原京は中ッ道、下ッ道を東西の京極とし、北は横大路、南は上ッ道が西行した安倍——山田——雷——丈六の道によって区切られる地域を占めていた。「海石

「榴市」は桜井市金屋にあたり、上ッ道と横大路の交点に近く、山辺道の起点である。迹見駅は桜井市外山にあたり横大路と上ッ道の交点のすぐ東になる。また「軽市」は下ッ道と山田からの古道の交差点、現在の橿原市大軒町付近にあったとみられる。これらの市に関して岸俊男氏が「飛鳥京の東北と西南の出入口に、海石榴市と軽市が対称的に置かれ、同時に大道の起点として駅家的役割を果たしていたとみられる。」と指摘している点にこの際注目すべきである。下ッ道を北上すると、途中には「阿刀桑市」があった。平城京は下ッ道を朱雀大路、中ッ道を東京極として、これを西側に二倍にひろげ、外京を付して造られていた。したがって平城京の「東西市」は、南北の三道によって「海石榴市」、「阿刀桑市」、「軽市」、さらに山背、紀伊へと接続し、東西の古道により伊賀、伊勢、河内方面へ通じていたわけである。

大和の横大路は大坂道、当麻路をへて河内の丹比道（竹内街道）に接続し、現国道二五号線付近の古道は龍田道となりやはり河内の大津道（長尾街道）へつらなり、「会賀市」付近を通る。河内の二道はともに東西に直進するが、前者は堺市金岡付近でやや北に向きをかえる。一方難波京には「難波市」があり、「難波津」は瀬戸内水運の東の起点であった。難波京からは直南下する古道が存在し、丹比道、大津道と連絡していた。また難波京付近から海岸ぞいに南下する道は両道と連絡しつつ和泉国府をへて紀伊国府にいたる。前者には「市」があった。大和の下ッ道の南への延長はやがて二つにわかれ、一方は巨勢路とよばれて五条をへて吉野川——紀ノ川ぞいに紀伊国府へと通じ、他は下市へ出て吉野川ぞいに吉野宮へ通ずる。紀ノ川下流付近には萩原、名草、賀太（賀施）の三駅が配置されていた。紀ノ川ぞいの古道は紀氏が活躍した時期には重要な交通路であった。和泉国府より海岸ぞいに南下する道は賀太、名草両駅に連続したらしい。しかし平城遷都にともない平城京以北の交通路の重要性は飛躍的に高まったであろう。

平城京以北では、中ッ道の延長は恭仁京右京の作り道に相当するが、恭仁京にも「市」が置かれた。また木津川水系の要地である泉津をへて北上した陸路は、山背国に入り宇治津、宇治橋をへて山科へぬけ、逢坂をこえて近江国府へ至るが、山科には駅があり、山背、近江両国府付近にも「市」があった。泉津からは木津川——山崎津——淀川水系をへて難波津へ



第1図 『古代の日本』5 近畿古代地図，岸俊男「古道の歴史」（『古代の日本』5）所収「大和・河内の古道」図，同「大和の古道」（『日本古文化論攷』）所収第1図，福山敏男「奈良時代に於ける石山寺の造営」（『日本建築史の研究』）所収図などより作成
駅名に（ ）を付すのは奈良時代にも存在したと推定されるもの

と連絡しており、山崎津には山崎駅があった。宇治津からは宇治川——瀬田川水系により瀬田へ出ることができ、琵琶湖水系と結合していたが、ここには勢多駅^②があり、保良宮もおかれた。また平城遷都にともない、平城京から岡田駅、新家駅、東国へのルートと、山本、楠葉、大原、殖村、草野の各駅をへて西国へ向うルートの二つがひらかれたことも指摘されている。^③奈良時代においては淀川、宇治川、瀬田川、木津川水系とこれに連絡する琵琶湖、瀬戸内水系およびこれらに並行する陸路が主要交通路をなしたとみられる。

このようにみてくると五畿内、近江、紀伊にのびる交通路にそって、市、駅、津などが存在したことがわかる（第1図）。中央では官市・政治的市たる京の東西市を中心とし、たとえば泉津のようにこれと極めて密接に関係する交易の要地や各地の市、国府付属の市、さらに津や駅など（『流通経済の結節点』が水陸路によって緊密に結合し、これらが一体となって「中央交易圏」とよぶべき流通経済圏を形成していたのであった。中央交易圏における流通経済の進展は、正倉院文書の幾多の例が明示するように一部で錢貨を必要とする段階にまで到達していた。^④これまで中央における流通経済の構造にふれた論考は数多い。しかしそれらは或は東西市のみに、或は海石榴市や会賀市また泉津などの個々の市や交易の要地のみを目をうばわれ、これらを全体的に一個の交易圏として統一して把握する視角に全くかけていた。そのような立場からは中央の流通経済が孕む諸問題を解きあかすことはできないであろう。東西市も含めて交易の要地を個々にとりあげるのではなく、中央交易圏にこそ注意をそそがねばなるまい。

(3) 律令中央経済と中央交易圏

つぎに律令中央諸官司や官人家の経済は、具体的に中央交易圏とどのように関係していたのであろうか。

(イ) 天平十九年（七四七）二月十一日の「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」のつぎの記載は右の問題を考えるうえできわめて重要な手がかりとなる。

合処、庄拾陸処、庄庄倉合廿六口、屋冊四口、

山背国三処

相楽郡二処、一、泉木屋并園地二町、東大路、西薬師寺木屋、南自井一段許、退於北大河之限（下略）

（二一六五七）

これにより大安寺と薬師寺が泉津に木屋（庄）をもっていたことが明らかとなるが、造東大寺司も泉木屋所をもち、宝龜十一年（七八〇）十二月二五日「西大寺資財流記帳」にも「相楽郡泉木屋並白紙」（『寧楽遺文』中卷四一三頁）とあって西大寺も泉木屋をもっていたことがわかる。前述のごとく泉津は東西市の密接な延長部分であるが、そこに大安寺、薬師寺、東大寺、西大寺などの諸大寺が木屋所をもっていたのである。この事實は、泉津の中央における流通経済に果す役割に各大寺が対応した結果と考えねばならない。事実第1表が示すように、興福寺西金堂、法華寺阿弥陀浄土院金堂の造営の際や、二部大般若経書写の場合に泉津や泉木屋所が利用されている。

（口）長屋王の子、安宿王の家が摂津国西成郡美努郷と東生郡某郷に有した庄地は、天平勝宝四年（七五二）東大寺へ売却された。^㉔ その一部分はさらに新薬師寺に転売されたが、この地は

四至、東小郡前西谷、南小道、西谷并紫部伊波地、北堀江川、（『東大寺文書』三十四）

とあるように、北は堀江に面していた。新薬師寺はこれにともない、東生郡酒人郷御舉殿村にあり、やはり堀江と路に面する「難波庄地」を神護景雲二年（七六八）に勅旨省に売却している。^㉕ ここで注目すべきは安宿王家などの王家、勅旨省のような官司それに東大寺、新薬師寺といった官大寺が難波の堀江に面して庄を入手し、あるいは売却している点である。

これは難波に難波京、難波市、難波津があり、瀬戸内水運の一方の起点であるとともに、淀川や大津、丹比道により平城京と連絡しうる交通、流通経済上の一中心であったことと関係があるう。天平宝字六、七年の二部大般若経書写料調綿の売却地の一つに難波がえらばれ、「難波使」が派遣されたのも故なことではなかった。

(ハ) ふたたび大安寺資財帳に

摂津国一処

在、西城郡長溝郷庄内地二町、東田
西海即船津、南百姓家、北路之隈 (二一六五七)

とあることも見逃せない。この庄は北は路、西は船津に面している。これも水陸交通の要地に設定されている。園田香融氏は庄倉屋に大安寺「諸寺稻」が保管され、出挙息利を行なったと推定したが、これに加えてわたくしは(イ)とも考えあわせて、大安寺の庄のなかには流通経済に関係をもつものがあつたことを指摘しておきたい。このことは官大寺一般にもやがて通じるはずである。

(二) 東大寺は摂津国嶋上郡に水無瀬庄をもっていたが、この地は山本、楠葉、大原、殖村各駅のルート(第1図)に近接し、庄地の西の桜井付近に大原駅があつたと推定されている。また岸俊男氏はこの庄の地理的位置に注目して「庄園としてよりも、庄倉地としてもっぱら利用された」ことを指摘する。水無瀬庄は東大寺の経済に不可欠であつたのか、後代まで存続した。また三たび大安寺資財帳には「山背国三処(中略) 乙訓郡一処在山前郷」(二一六五七)とあり、大安寺も東大寺と同じく山崎付近に庄をもっていたことがわかる。

(ホ) 西大寺資財帳には

近江国十三卷

六卷 滋賀郡保良庄、図一卷布、在内印
五卷白紙

一卷 栗太郡勢多庄、図白紙(寧楽遺文中一四一三)

とあり、同寺は保良、勢多二庄をもっていたが、ともに瀬田川の起点付近にあつたらしく、さきの同寺領の泉木屋所とともに琵琶湖——瀬田川——宇治川——木津川——平城京(西大寺)のルートの要所に位置する。また天平宝字六年(七六二)三月十七日「造石山院所符案」には

符 収納藻參拾貳圓

右、依進上員、檢納已畢、但駄一匹可負員廿圓、是以准量甚少負也、宜承知狀、自今以後、為令運船、便船津近所、二百圓許、令買置之、以加以今日僧都可上坐者、仍枚虫正身早速參来、今具狀、付即廻使、故符、

充馬賃錢百六十文

主典安都宿禰 下道

三月十七日

宜馬荷欠所八圓必負令送

(十五—一六八)

とある。これはさきにかかげた「造石山院所錢用帳」同日条(五—三五七)と対応するので、勢多庄領猪名部枚虫あてであることがわかる。この文書が注意されるのは勢多庄の地が水陸路ともに便がよく、船津が近くにありしかも「藻二百圓許」を収納できる施設も整っていたことがわかる点である。④ 勢多庄は造東大寺司の財政に重要な位置をしめていたのである。

(へ) また造東大寺司は宇治司所をもっていた。天平宝字六年七月二三日「造石山院所解」に「自勢多椅間迄宇治椅、運榑一千材之功食料、充米一十俵、此国懸文所載」(五—二五六)とあり、「国懸文」では勢多川の運漕にあたり宇治橋が中継点とされている。また石山寺造営工事の残材運漕時に失った木材の賠償分は、宇治津に進上し、そこから再び泉津へ運漕されている。⑤ これらから宇治橋付近が宇治津とよばれ、瀬田川、宇治川、木津川水系の重要な中継点であったことがわかる。いま宇治司所の所在地を示す史料はないが、この残材運漕が宇治司所の責任で行なわれたので、宇治津、宇治橋付近にあったのであろう。奈良時代の宇治橋の位置は、大和の上中下三道の北への延長である山城路が宇治川を渡る地点、すなわち現在の宇治橋あたりとみるのがもっとも自然であり、宇治司所もこの付近にあったと思われる。

(ト) 天平十九年(七四七)二月十一日「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」に列挙された庄のなかに「右京九条二坊」に所在したもののあったことも大切である(二—六一八)。この庄には水田・園地・山野などが付属せず、ただ倉屋のみがあったらしい。この地は平城京西市の真南にあたり、あたかも造東大寺司の西市庄と同様の機能を果たした庄であらう。さすれば法隆寺はこの庄を通じて京の市で交易を行なったわけである。

(チ) 最後に吉田孝氏が造東大寺司の交易機構として、庄のほかには交易使をあげていることも忘れてはならない。氏は天平宝字六、七年の二部大般若経書写時の難波交易使を例にあげ、さらに上馬養や下道主の東西市での購入や舍人等による日常的な交易活動も広義の交易使に含め、さらに交易使が弾力的に利用されたことを指摘している^⑧。たとえば三雲山での檜皮購入（十五—二六四）、市領を通じての購入なども交易使を利用した例にあたり、この使がひろく用いられたことは確かである。

以上(イ)から(チ)の諸々の例をあげたが、これから王親・貴族・上級官人・諸司・官大寺は東西市をはじめとする流通経済の結節点（東西市の延長部分）に庄を配置し、別に各地に随時交易使を派遣していたことが帰結される。これは王親・貴族・上級官人・諸司・官大寺が前述の構造をもつ中央交易圏に対応して自らの流通機構を整備したことを如実に示している。さらに東西市やその延長部分で物資の売買がなされていたことを指摘したが、中央の諸司諸家は財政運用にあたって、東西市や市庄のみに依拠するのではなく、これら各地に配置された庄や交易使を利用して、中央交易圏において実現する流通経済に適応していたのであった。したがって吉田孝氏が造東大寺司の交易機構の柱を庄と交易使に求めたこと自体はきわめて重要な指摘であったが、そのみでは不十分であって、造東大寺司がこの二つの柱を駆使して前述の中央交易圏に対応していた点をおとすべきではない。庄の活用と交易使の派遣は、中央交易圏の構造に規定された結果なのである。もはや中央官司・官大寺・諸官人家の財政を考えるうえで中央交易圏の存在を無視することはできないであろう。

① 市司の初見は『日本書紀』大化二年三月甲申条に「罷市司、要路津済渡子之調賦、給与田地」とみえるもので、ついで同齊明五年是歳条にも「又高麗使人、持熊皮一枚、称其価曰、綿六十斤、市司、咲而避去」とある。したがって七世紀中葉には「市司」があったと考えられるが、のちの東西市司との関係は不明である。

② 福山敏男「奈良時代に於ける興福寺西金堂の造営」、『奈良時代に於ける法華寺の造営』、『奈良時代に於ける石山寺の造営』（ともに『日

本建築史の研究』、吉田孝「律令時代の交易」（前掲）

③ 吉田孝「律令時代の交易」（前掲）

④ 養老関市令市恒条、每肆立標条、官私權衡条、用称条、売奴婢条、出売条、在市条

⑤ 神亀五年、外五位の興販が認められた（『類聚三代格』同年三月二日官奏）。

⑥ 福山敏男「奈良時代に於ける興福寺西金堂の造営」（前掲）

⑦ そのほかつぎの記載もみえる。(注⑨⑩⑪とも重複分は省略)

買波多板十枚各長八尺広二尺厚一寸半

直錢三百文校別廿文

自泉、津、運車一兩 貨錢卅二文(一一五五八)

買燭松一百五枝 直錢六百五十三文廿三枝各七文
八十二枝各六文

自泉、津、運車五兩 貨錢一百六十五文車別卅三文(一一五五九)

⑧ 福山敏男「奈良時代に於ける法華寺の造営」(前掲)、氏はこの文書の日付を天平宝字四年十二月三〇日と推定している。

⑨ 六十文自広、瀬村買運雜菜駄三匹貨(十六一七八)

七貫三百文買伊賀山川津雜材二百物直(十六一七八)

二貫三百文買丹波山川津雜材二百五十物直(十六一八九)

七貫五百冊七文買高嶋山、少川津雜材九百五十五物(十六一八九)

五十九貫四百卅八文買泉、津、雜材一千九百三物直(十六一八九)

二貫三百五文買生馬、鷹山、垣料架二千三百五技直(十六一九〇)

⑩ 福山敏男「奈良時代に於ける石山寺の造営」(前掲)

⑪ (二月)五日收納樞樞二百七十三材

右自高嶋山買、勝屋主進上、依員檢納如件

又收納樞樞二百五材破五(朱筆略)

右自伊賀山買、右兵衛物部東人進上、依員檢納如件

(十五一二六三)

九日收納檜皮五十五圓 運原夫十九人

右自三雲山買、右兵衛物部東人進上、附奏足人、令運如件

(十五一二六四)

(四月二四日)

(朱筆略)

又收納檜皮百參圓(一所遺)

右自大石山、奏足人買進上、且依員檢納如件(十五一二八三)

⑫ (三月)十三日

四貫文岡山、山作買雜材漕運料付橘守金弓(五一三五六)

(四月二七日)

(朱筆)「物附奏足人下錢五貫二百九十九文 買檜皮四百十四圓

八十三圓別十二文
三百卅一圓別十三文

右自大石山、足人并飽波主人等買遺、惣一所收納如件、但日無

下勾耳(五一三六二)

(六月)廿六日下錢肆伯文銅工功内檢皮冊買價別十文

右自田上材買運如件使九郎男公(十五一四四九)

⑬ 松平年一「官写経所の用度縮減却に関する一考察」奈良期に於ける「(歴史地理)六二丁六」、伊東弥之助「奈良時代の商業及び商人について」(前掲)、横田拓実「天平宝字六年における造東大寺司写経所の財政」(前掲)、吉田孝「律令時代の交易」(前掲)、鬼頭清明「八、九世紀における出挙銭の存在形態」(前掲)

⑭ 難波の場合、天平宝字六年の「売料縮下帳」に

売二百五十三屯直十六貫四百卅五貫文電別六十五文

一千屯 租布五段已上附社月足号前伯万箇

返上七百冊七屯 死四段直五百六十六文別百冊文返上一段(十六一七四)

とあり、綿一千屯、租布五段を売却すべきところ、実際にうれたのは二五三屯、四段であり、残りは返上された。

⑮ 岸俊男「京城の想定と藤原京条坊制」(奈良県史蹟名勝天然記念物調査会報告二五「藤原京」)、「古道の歴史」、「飛鳥から平城へ」(ともに「古代の日本」5)、「大和の古道」(『日本古文化論攷』)、「難波—大和古道略考」(『小葉田淳教授退官記念国史論集』)、「飛鳥と方格地割」(『史料』一五三—一四)、以下これらの論考によるところが大きい、繁をさけてその都度注記しなかった。

⑯ 高橋誠一氏は海石榴市の位置を、奈良県桜井市三輪上市、金屋上市

口とする（古代手工業の歴史地理学的考察——窯業を中心として——）『史林』五四—五。

⑰ 岸俊男「大和の古道」(前掲)

⑬ 養老職員令撰津職条に「市廛」がみえ、『続日本紀』延暦三年五月癸未条に「從難波市南道南行」とある。

⑬『日本霊異記』下巻第六には紀ノ川ぞいのルートを利用する話があり、「大和国内市」の存在をつたえる。

延喜兵部省式では「紀伊国駒馬^{抄原}各八疋」^{賀太}とするが、賀太駅は『統
日本紀』大宝二年正月戊寅条にみえる賀施駅と同一であろう。『日本

後紀」弘仁二年八月丁丑条に「薩紀伊國萩原、名草、賀太三駅、以不要也」とあり、これ以前に三駅が活動したことを示す。翌弘仁三年には「薩紀伊國名草駅、更置萩原駅」とある（『日本後紀』同年四月丁未条）。

②① 岸俊男「紀氏に関する一試考」(『日本古代政治史研究』)

足利健亮「恭仁京の歴史地理学的研究第一報」(『史林』五二—三)、

岸俊男「大和の古道」(前掲)

②② 『日本後紀』延暦三年六月己巳条に「停山城国山科駅、加近江国勢多駅馬数」とあるので、これ以前にすでに両駅があったことがわかる。延喜兵部省式に山科駅はみえず、勢多駅馬三十疋（林本京本は四十疋）とみえる

②⑤ 直木孝次郎「平城遷都と駅の新設」〔続日本紀研究〕一五八号

②⑥ 錢貨の流通については別に論ずる予定。なお拙稿「律令國家と錢貨

—功直銭給をめぐって—」(『日本史研究』一二三号) 参照。

⑦ 天平勝宝四年正月十四日「安宿王家陳案」 天平宝字四年十一月十八日「東大寺三綱陳案」(大日本古文書家わけ東大寺文書三卷十三、十六頁、以下東大寺三十一、三十三など)。なお安宿王は天平勝宝元年八月に中務大輔となり、同三年正月に従四位上から正五位下に進み、同五

年四月に播磨守となった（いずれも『続日本紀』）。母は藤原太政大臣（不比等）の女（『続日本紀』天平宝字七年十月丙戌条）。

②⑧ 神護景雲三年九月十一日「香山藥師寺鎮三綱牒案」(東大寺三十三)

八)「合地参町式段肆拾柒步」東阿部郡北限堀江「西限谷」なおこれらの売
買については滝川政次郎「難波における茶官の祓所と大江殿」(『西田

先生頌壽記念日本古代史論叢）参照。ただし新薬師寺が勅旨省に売却した土地（東生郡酒人郷）は、東大寺から同寺へ売却された土地

（西成郡美努郷）と同一ではない。

②⑨ 蘭田香融「出挙——天平から延喜まで——」(『律令国家の基礎構造』)

③ 天平勝宝八歳十二月十六日「撰津国島上郡水無瀬荘絵図」および奥書(四一二〇八)

③① 直木孝次郎「平城遷都と駅の新設」(前掲)

③ 岸俊男『図説日本文化史大系』3、「社会・経済」

③ たとえば平安遺文四六二二号、安元二年（一一七六）二月二九日

「撰津国水成瀬莊司藤井安吉解」

③④ このほか五一四〇一、十六一一一〇にも「買置」の記載がみえる。

③⑤ 福山敏男「奈良時代に於ける石山寺の造営」(前掲)は勢多橋辺に

近江国司名で揭示された公定の材木運漕費とする。

天平宝字六年八月二六日「土師石国等解」(五一二七一)

③⑦ 天平宝字六年九月十七日「高島山使解」(五一二八三)

吉田孝「律令時代の交易」(前掲)

二 国府交易圈

(1) 地方市

古く律令時代以前においても、人々が多くあつまるところには自然発生的な市が存在した(このような市を以下地方市とよぶ)。つぎの三例はその状況をよく示している。

『常陸国風土記』茨城郡高浜条

夫此地者 芳菲嘉辰 揺落涼候 命駕而向 乘舟以游 春則浦花千彩 秋是岸葉百色 聞歌鶯於野頭 覽舞鶴於渚干 社郎

漁娘 逐浜洲以輻湊 商暨農夫 棹舳舄而往来

『出雲国風土記』意宇郡忌部神戸条

川辺出湯 出湯所在兼海陸 仍男女老少 或道路駱駝 或海中沿洲 日集成市

『出雲国風土記』嶋根郡朝酌促戸渡条

朝酌促戸渡 東有「通道」 西有「平原」 中央渡 則釜亘東西 春秋入出 大小雑魚 臨時来湊 釜辺駟驤 風庄水衝 或彼壞釜 或製日腊 於是被捕 大小雑魚 浜譟家閭 市人四集 自然成鄆矣^①

これらによれば、高浜は景勝の地、忌部神戸は温泉、朝酌促戸はよい漁場であつたためそれぞれ人々がよくあつまり、その結果、朝酌促戸の例が明示するように「市人」「商暨」が四方からあつまり自然に地方市が形成されたのである。^②ここで注目されるのはこれらの地方市が成立する契機が景勝の地、温泉、漁場などであつた点である。そこに地方市の性格が示されているからである。すなわち地方市は非政治的契機によって自然に成立したのであり、上から政治的に設定されたものではない。地方市は、京の東西市を典型とする官市・政治的市とは区別する必要があるのである。またこの三史料はいずれも多くの人々や商人が外部から入りこんでくることを示している。各共同体は「商暨」「市人」によって結合さ

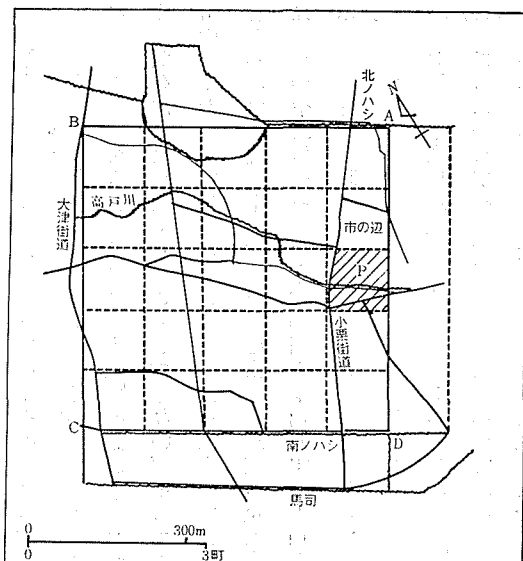
れたのであり、当時の共同体成員の生活に密着する流通経済は、各共同体を結ぶ彼ら「商賈」「市人」などの行商人的活動を媒介とし、彼らが集まる地方市において営まれていたのであった。各共同体は各々こととなった自然的条件のもとで存在しているのであるから、生産物の交換は不可欠であり、したがって地方市の成立も不可避であった。在地における手工業生産の発展と流通経済の進展にともない、地方市における交換は生産物交換から商品交換へと主体をうつしていく。ここに後世へ発展する市の原型をみることができるであろう。

(2) 国府市

養老関市令每肆立標条には「凡市、每肆立標題、行名、市司准貨物時価、為三等、十日為一薄、在市案記、季別各申本司」とあり、市司は估価の薄を季別に「本司」に提出する規定であった。その義解は「本司」について、「本司者、京職及国司」というきわめて注目すべき注釈を施している。令集解は関市令を欠き、しかも本条の逸文も見い出されないので大宝令の相当条文に「本司」の語があったかどうか断言できず、またたとえ存在したとしても諸明法家がいかなる注釈を加えたか全く知ることができない。そしてさきの令義解の注釈は、令義解編纂時の現状にもとづいて解釈されたもの、または現実をはなれた全くの法理論上の解釈にすぎないとして、一顧だにすべきではないという確たる理由もまた存在しない。関市令は、延喜東西市司式が京の東西市のみを対象としたのと異なり、関市一般について規定する。それゆえさきの令義解の解釈から、国司を本司とする市司の存在を予想できるかもしれない。とすれば当然その市司が管轄する市の存在をも同時に予想しうることとなる。そこでわたくしは、いくつかの具体例をあげてこの問題を考えてみたい。

(イ) まず和泉国府の場合である。同国府は現在の和泉市府中にあったが、藤岡謙二郎氏は第2図A B C Dの五町域を国府域、P地区を国庁地区とする。^③ このP地区に隣接する「市の辺」を米倉二郎氏は国府における市の遺址としている。^④

(ロ) さらに注目すべきは、周防国府の場合であろう。一九六一―四年の緊急学術調査の結果、国府設置当時の海岸地形と字名があらかたにされたが、そのなかに「市田」の小字名があることを見落してはなるまい。この字は方八丁の国府域の



第2図 和泉国府
(藤岡謙二郎『国府』第19図より作成)

一町分に合致し、国府城の南端中央の朱雀路に面する地点にあり、平城京東西市と位置的に大差ない。しかもこれに面して多々良浜にそそぐ川が流れているのである(第三図)。あたかも平城京の東西市辺に堀川が存在したことに符合する。周防国府址は東大寺領として正保三年(一六四六)まで存続したので、地名も後世に変化した可能性があるが、このような合致は、小字「市田」の名称そのものと位置に関してはそれを考慮に入れる必要がないことを暗に示している。八木充氏もすでに「周防国府城の南端に小字名として現存する『市田』は、もしかや国府市の存在を物語る手がかりになるのではあるまいか」との推測を下している。^⑥

(ハ) 以上の二例は、いずれも歴史地理学的方法によって導き出された事例であった。しかしつぎの近江国府の場合は、奈良時代の文献史料の裏付けがある点で、まことに貴重な事例といわねばならない。この場合、前二者のように国府域内に市に關係する地名は残存していない。しかし国府の西南方に小字「市ノ辺」という地名がみとめられるのである。ここは現在大津市瀬田橋本町に属し、その市街地の中心部を占めている。旧東海道はこの地点のすぐ北側で瀬田橋を渡り、その後東北方向に道をとり国府に入っている(第4図)。またこの地は瀬田川にも面するが、前述の「国懸文」による公定運漕料金は勢多橋から宇治橋までの区間で定められていた(五―二五六)、小字「市ノ辺」のすぐ北、現在の瀬田唐橋の位置に勢多橋があったとすれば、「市ノ辺」は水運上の要地ともなる。このように「市ノ辺」の周辺に想定される「市」は水陸交通上の要地に存在し、近江国府と連絡するとともに、

瀬田川水運とも結合していたのである。したがって歴史地理学的にみても、明らかに近江国府と「市」とは密接な関係にあったことがわかる。ところがここにつぎの二史料が存在する。

（山鹿）
造石院所解 申可障作物事

一進上銭老伯文 染伍夕許并墨繩等可買価

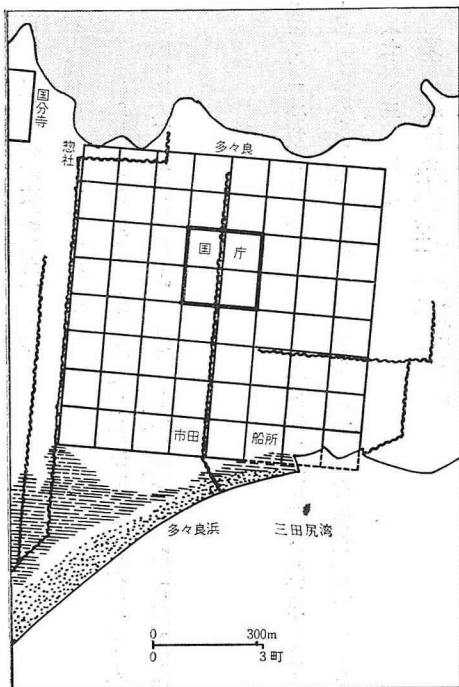
右、為_レ塗_二雜釘_一、不_レ得_レ此市買求_一、仍令_二買進上_一如_レ件

（中略）

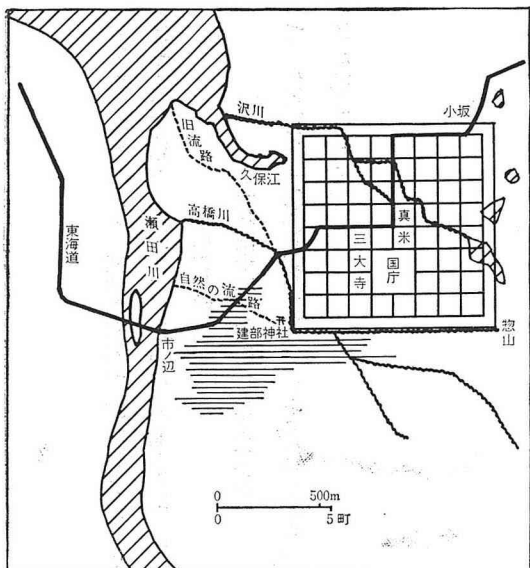
右、条事等、附弓削伯万呂、申送如件、以解、

六年七月二日下（十五—二九）

第3図 周防国府（防府史談会『周防の国衙』第45、47図より作成）



（木下良「近江国府址について」第2図より作成）
第4図 近江国府



可符 庄領猪名部牧虫阿刀乙万呂等
石山院物盜々人所縛可勘問事

右、得彼院三綱狀云、以今月十九日、件院收置造寺料物所盜々人縛、此外令勘問疑諸人者、宜承知此条、早速院家参向、勘問件盜人、隨所盜物令出耳之、若国府及市司等可用於狀申遣耳、仍差雇夫建部淨万呂充使、発遣如件、今具事狀、故符

主典安都宿禰

六年閏十二月廿三日(五十三三)

前者の「造石山院所解」は、漆と墨繩を「此市」で買い求めえないので、代金の錢一〇〇文を「進上」して買わしめる、という内容である。これに關係して「造石山寺所錢用帳」のつぎの記載が注意される。

(七月) 三日(中略)

又下錢玖拾文^{卅五文柒一合買直}
五十七文墨繩料琴弦三条買直

右、自奈良、附弓削伯万呂買來、檢納如件

主典安都宿禰 下道主(五十三三)

両者の錢額の相違は、使者に託した額と、實際に用いた額の差であろう。七月二日出発、三日檢納という日付の適合性、品目、使者の一致からみて、両史料が一对のものであることは疑いない。とすると造石山院所は漆と墨繩を「此市」のかわりに「奈良」で購入したのであるから、「此市」は奈良ではなく造石山院所の近くにあったとみななければならない。

後者の史料は、石山院三綱の状をうけた造東大寺司が、勢多庄領に下した符である。内容には不明な点もあるが、この盜犯が京職ではなく「国府」の管轄範囲内で行なわれたことを暗示する。「国府」は近江国府であろう。「市司」は保良京のものか近江国府のものか問題があるが、この事件が国府の管轄範囲内で起ったらしい点や、「京職及市司」となく「国府及市司」とあることから、後者と考えた方がよいと思う。とすると近江国の場合、さきにのべたように国府域内ではな

第2表

	国	名	市に関する地名		国	名	市に関する地名
1	山	城	(イ)市川、(ロ)古市	14	佐	渡	四日市
2	河	内	会賀市	15	丹	後	二日市
3	和	泉	市の辺	16	但	馬	府市場
4	伊	勢	市 場	17	播	磨	市之郷、市川
5	駿	河	安倍市	18	美	作	市 場
6	武	蔵	市 川	19	備	前	国府市場、市川
7	下	総	市 川	20	備	後	(イ)深津市、(ロ)深津市、市村三日市
8	常	陸	市 川	21	安	芸	市 田
9	近	江	市ノ辺	22	周	防	市 市
10	美	濃	場 川	23	淡	路	市 市
11	陸	奥	市 市	24	豊	前	市 市
12	若	狭	市ヶ淵	25	肥	後	市田郷、市田口
13	越	前	上 市				

いにしても、そこに達する幹線道路の近くに「市」があり、しかも「市司」が存在し、市を管轄したという、きわめて重要な事実が導き出されてくるのである。まさにさきの令義解の解釈を現実にくらべているではないか。しかし国府関係の市司はほかに全く類例をみない。したがって近江のみの特殊例か、一般化しうるのかいまだ確認できない。

以上(イ)和泉、(ロ)周防、(ハ)近江の場合をとりあげ、国府域内または周辺に市が存在したことをのべた。西村真次氏は一般的にのべたにすぎないがすでにこの点を示唆していた。このように国府と密接に関係する市を、さきほどの自然発生的で

非政治的な、生産物交換を主とする「地方市」と區別して、「国府市」とよぶことにする。

しかし国府市の存在が限られた国々のみなのか、それとも全国的なのかは以上からでは不明である。そこで現在国府址付近に市に関係する地名が残存する例をつぎに列挙してみよう(第2表)。現在二五ヶ国にわたり国府域内またはその近辺に市の痕跡をみとめることができる。しかしたとえば伊勢、美濃、但馬、美作、備前のように市場という地名が残っている場合、また佐渡、丹後、備後(ロ)のように三日市、四日市のような名称が検出される場合もある。これらは後世の市である可能性が強く、簡単に「国府市」の痕跡とすることは問題が多い。しかしたとえ後世のものとしても、その前提を古代にさかのぼらせることができるかもしれない。これらに対して前述の近江に加えて、河内の会我市、駿河の安倍市、備後の深津市などは、いずれも奈良時代に確実にさかのぼる市なのである。第2表から「国府市」の指摘が全く見当はずれでないことは理解されるがどこまで一般化できるのか依然として心もとない。

そこで視角をかえて検討してみる。第一に国府は国庁を中心に、周囲に国府域を設定するが、これは中央の宮と京の關係に対応し、また京城が官人の居住地であったのと同様に、国府域も国衙官人の居住地としての性格をもったであろう。

総じて国府は内容的にみて中央都市と何らことならない。^⑩中央官人の私経済と官司経済を運営するうえで京の東西市は必要不可欠であったが、それは国府においてもあてはまり、後述のごとく国府経済と国衙官人の私経済とを支えるために、

国府市は不可欠であった。第二に、養老獄令決大辟条には、「凡決大辟罪、皆於市、（下略）」とあり、延喜東西市司式決罪人条にも「凡決罰罪人者、官人與使相對樓前罰之」とあって、市が刑罰公開執行の場とされている。市司の定める估値が刑の輕重を決定する基準とされたことと關係があらう。实例によっても『続日本紀』天平十三年三月庚寅条に「東西兩市決杖各五十、配流伊豆三嶋」とある。さらに時代はさかのぼるが、『日本書紀』天武十年十月是月条に「唯親王以下及群卿、皆居于輕市、而檢校裝束鞍馬」とあり、市はまた觀閲の場でもあった。このように市は売買の場として以外に、刑罰公開執行や觀閲の場でもあった。律令國家は市を通じて民衆を教化せんとしたのである。その意味で律令國家にとって市は民衆教化の場として不可欠であったはずである。このことは国府段階においても同様であらう。近江國の国府市に関する前掲後者の史料には「国府及市司」という語句があり、わたくしはこの「市司」を近江國司の管轄下にあるものと想定した。この史料は「国府及市司」が盜犯の取調べに関与することを示しているが、國司が非違の檢察を行ない、市司がこれに關係するのは、地方でも盜品の評価を市司の定める估値でおこなって刑を決定し、市で刑罰を執行したためではなからうか。つまり中央の東西市と同様に国府市も民衆教化の場として不可欠であったことは明白である。

以上からわたくしは、史料的にきわめて不十分であるにもかかわらず、一般的に国府にはその經濟的機能になう「市」^⑪国府市が付置されていたと考える。その際當然問題となるのは、国府市を中心とする流通經濟が國府の經濟活動に規定されつつ育成されたのか、逆に国府設定時に高度に發展した地方市をとりこんで国府市に組織したのか、いずれかという点である。一般的に国府は交通上の要地、したがって流通經濟の要地に設定される傾向があるが、この点を画一的に考え

る必要はない。基本的には在地の流通経済の進展度に応じていずれかの形態となったのであろう。しかしいずれにせよ、地方市が自然発生的なもので政治的市ではなかったのに対して、国府市は、国府設定以前から存在していた地方市を利用した場合があったとしても、律令国家によって上から設定された官市・政治的市であり、また国府市を利用して私富の蓄積をはかる人々が存在したとしても、それは国府市の機能としては副次的なものであり、その役割は本質的には国府経済と国衙官人の私経済を支えるところにおかれていたのである。近時、地域的交易圏の研究が徐々に進みつつあるが、その際、地方市と国府市の区別を明確にしなければ、無用の混乱を招くことになるう。

(3) 国府交易圏

『日本霊異記』下巻第二七は備後国深津市の存在をつたえることで注目されるが、深津市は芦田川河口付近にあり、備後国の国府市と考えられる^⑬。深津は同国の国府津であろう^⑭。延喜主計式上には、調庸等運脚の行程が記されているが、この国も「備後国行程上十一日下六日 海路十五日」とあり、海路が陸路と共に用いられていた。海路の場合は国府——国府津（深津）から瀬戸内海を通じて京へ向ったのであり、中央と国府の貢納関係において国府津が重要な位置をしめたことがわかる。備後国の場合、国府市と国府津が接近し、これらと国府が芦田川により結合されていた。周防国の場合は備後国とすこし事情がことなる。前述のごとく同国の国府市は国府域の南端中央にあったが、国府域の東南端は当時の海岸線にかかり、多々良浜がすこし入りこんだ地点に「船所」の小字名が現存する（第三図）。この小入江が国府津の機能を果したのである。したがって周防国の場合は国府、国府市、国府津の三者が国府域内に凝集している。これに対して近江国の場合、国府域西北端付近まで入江（久保江）がせまり、港湾的機能を有したらしいことはすでに指摘されている^⑮。また国府市はすでにのべたように東海道で国府と連絡する地点にあり（第四図）、しかもそこには船津があったとみられる。近江国では国府市と国府津が結合し、東海道により国府と連絡しており、また国府域端にも港湾施設があった。さらに和泉国の場合、府域内に国府市があったが、北東から南西へと古代の主要幹線路たる小栗街道が駅家をつらねて縦貫し、難波、紀伊へと

通じていた。この小栗街道に十字に交叉して南東から道路が国府を通り、国府津たる大津に連絡していた。このように和泉では国府域内に国府市があり、これらと国府津が陸路によって結ばれていた(第二図)。

以上いくつかの例を検討したが、藤岡謙二郎氏はほとんどの国や国府が港津や外港を有したことを指摘しており、また国府市が諸国府に付設されたことはさきにあきらかにしたところである。諸国においては、さきの四例に幾分かの変化がみとめられるように、それぞれの特殊性をもちながらも、国府と国府市、国府津、それに駅などが水陸路で結びあわされていたのであり、そこに物資流通ルートが形成されたと想定できる。

しかしこのような結合には、さらに地方市を加えて考えるべきであろう。そのことをうかがわせるのは、備後国の国府市である深津市の例である。必要部分をつぎに示す。

白壁天皇世、宝龟九年戊午冬十二月下旬、備後国葦田郡大山里人、品知牧人、為買正月物、向同国深津郡於深津市而往、……到市買物、每買如意、疑彼憫憐、因祈報恩矣、從市還来、次同竹原、時彼憫憐、乃現生形而語之言、吾者葦田郡屋穴国郷穴君弟公也、賊伯父秋丸所殺是也、……賊盜秋丸愆意悻然、不得隱事、乃答之言、去年十二月下旬、為買正月元日物、我與弟公率往于市、所持之物、馬布綿塩、路中日晚、宿于竹原、竊殺弟公、而擄彼物、到于深津市、馬壳讚岐國人、自余物等、今出用之、……^⑦

『日本靈異記』下巻第二七「憫憐目穴爭揭脱以祈之示靈表縁」

これを分析して清水三男氏は「④市場が村から可成離れてあった事、⑤従って市場の数が少かった事、⑥市場で売られる品数も多くなかった事がこの記事から察せられ、⑦奈良時代村落に於ける商品流通の度の低かった事が知られる。」(④、⑤は引用者)とのべた。^⑧氏の分析は的を射ている点もあるが、すべてに従うわけにはいかない。まず備後国葦田郡大山里の品知牧人や同郡屋穴国郷の穴君弟公と伯父秋丸が深津市にでかけ、秋丸は馬を讃岐国人に売っている。したがって各地から人々があつまって来ていることが知られるので、④は認められる。しかし④からただちに⑤を導き出すことは疑問である。というのは、品知牧人も穴君弟公と伯父秋丸も、ともに十二月下旬に「為買正月物」に深津市へ行ったのである。

から、彼らが買わんと欲したものは、正月に必要なとする特別の品物であったと考えられる。ということは逆にいえば正月に必要なしない日常的な生活必需品は、わざわざ深津市（国府市）まで行かなくても入手できたことになる。その入手方法が購入か自家生産か明らかにしたいのは残念であるが、前者の場合は手近の地方市を利用したのである。すなわち彼らが④のように村からかなりはなれた深津市までわざわざ行ったのは、まったく正月の物という特別の品物を購入するためであり、少なくとも『靈異記』のこの史料からは⑤のようにのべることはできない。これは清水氏が、地方市と国府市の区別を明確にしなかったために生じたことであり、地方市はさきにのべたようにどこにでも存在したとみるべきである。^⑨

さて彼らが深津市で購入した「正月物」が具体的に何か不明だが、正月に特に必要とし、旅までして入手につとめている点からみて、日常的な生活必需品というよりは、むしろ非日常的な奢侈的色彩の濃い、一般的な農民が普通必要としないうものであったと想像される。このことは深津市・国府市が一般的公民の生活に直接的に密着したものではなく、これら遊離した性格の市であったことを端的に示している。前述のごとく国府市は官市・政治的市であり、奢侈的物品をも必要とする国府とその官人たちのための市である点に本質があった。これに対して地方市は一般的公民の生活に密着した自然発生的な市であり、両者は本質的にきわだった相違を示している。しかしながらこの相違を強調し、両者の断絶のみに目を向けることもまた不当であり、一面において両者が互いに補完する関係にあったことにも注目しなくてはならない。

なぜならこの場合、自家生産できない日常的な生活必需品は地方市で、非日常的な奢侈的物品は国府市で入手されるという両者の関係がみられるからである。このことは国府市がそれだけでは国府や官人たちのために果すべき課題を十分にこなしえず、当時一般的公民の生活と結合した地方市と結びつき、その流通機能に補完されることにより、はじめてこれを果すことができたことを示している。さきに地方市の例として風土記より三例あげた。このうち常陸国茨城郡の高浜は「信筑之川」（恋瀬川）の河口にあったが、この川の上流に常陸国府があり、両者の関係を思わせる。また出雲国嶋根郡の朝酌促戸渡は「自国府通海辺」って嶋根郡衙に向う道の途中にあり、これまた交通の要地である。地方市は国府市と

全く無關係に存在したのではなく、なかにはこれと有機的な關係をもつものもあつたのである。

以上から官市は政治的市である国府市は、その延長部分として地方市を必要とし、これに国府津や駅などが水陸路により結合し、全体として一個の流通經濟圏を形成していたことが全くあきらかになつたと思う。わたくしはこの流通經濟圏を「国府交易圏」とよびたい。従来の国府研究では、国府と流通經濟との関連にほとんど注意がはらわれなかつたため、国府市や国府交易圏に対する配慮が極めて弱かつた。今後の国府研究では府域に含まれる市の地名、また国府と水陸路で緊密に結ばれる地点に存在する市の地名について、それが古代にまでさかのぼりうるならば、これを国府市または国府交易圏の一角として理解することが必要不可欠であらう。国府交易圏の研究は、律令国家と流通經濟との關係を考える重要な素材を提供するはずである。

国府交易圏は、時代により地域により変化があつても、それ自体として一個の交易圏をなしている。ところが中央交易圏の場合、国府市までがそのなかに組みこまれている。わたくしは中央交易圏内の国々といえども、和泉の例をあげたように、それぞれ国府市を中心として国府交易圏が形成されていたと考える。しかし中央交易圏に組みこまれた結果、明確な形をとって顕現できず、かえって中央交易圏に從屬し、これと重なりあわざるをえない。そこに国府交易圏に対比して中央交易圏の特色の一つをみることでしよう。中央交易圏は、それぞれの国府交易圏と、これらをつらねる東西市を中心とする大きな流通經濟圏との二重の構造において理解しなければならない。

(4) 国府經濟と国府交易圏

それでは国府交易圏と国府經濟とはいかに關係したのであろうか。まずつぎの二史料の検討からはじめたい。

先是有_レ勅、諸国司等除_二公解田_一賣力借貸_二之外、不得_二運送_一者、大宰管内諸國已蒙_二処分_一訖、但府官人者、任在_二辺要_一、禄同_二京官_一、因_レ此別給_二仕丁公解稻_一、亦漕送_二之物、色数立_一限、又_一任之内、不得_二交_一關所部、但_二買_一衣食_二者、聽_一之、

〔統日本紀〕天平八年五月丙申条

勅、……又覽去天平八年格、国司等所部交関、運物無限者、禁断既訖、然猶不肯奉行、貪濁成俗、朕之股肱、豈合如此、自今以後、更有違犯、依法科罪、不須矜宥、

（同天平勝宝六年九月丁未条）

この二つの勅によれば、禁令にもかかわらず国司等が所部に交関し、物を運んでやまないような状況にあったことがわかる。そこに国司と流通経済との接触がうかがえるが、この接触は禁令をおかすものばかりではなかった。前者に「一任之内不得交関所部、但買依食者聽之」と明記するように、国司の流通経済への関与は一般的に禁じられたが、「買衣食」のための交関、すなわち国司等の任地での生活に必要な物資の購入にかぎって認められていたことは重要である。

この二つの勅の対象が全国の国司か、大宰府管内の国司に限るのか、にわかにきめたいが、いずれであっても、所部で「買衣食」うことは当然認められなければならない。このような例外規定が存在したため、国司等の交関は、「買衣食」うためのものか、それ以外の禁止さるべき交関なのか、区別がつきにくしたがって有効に禁止もできない。国司等もこの点を利用して、再度の禁令にもかかわらず、所部に交関することをやめなかったのである。国司の衣食に必要な物品は、国府市またはその延長部分で購入されたのであろう。このように国府交易圏は、国司の生活と密接に結びついていた。彼らは国府交易圏において実現する流通経済により衣食生活を円滑に営み、かつ私富を蓄積したわけである。

またつぎの史料にも注意をむけなくてはならない。

凡士毛臨時応用者、並准当國時価、々用郡稱、（養老賦役令士毛条）

（朝集使）
凡諸國貢獻物者、皆尽当土所出、其金銀珠玉皮革羽毛錦罽羅綾紬綾香葉彩色服食器用及諸珍異之類、皆准布為価、以官物市充、不得過五十端、其所送之物、但令無損壞穢惡而已、不得過事修理、以致勞費、（、）は大宝令（同貢獻物条）

前者は士毛を当國の時価で郡稱を用いて購入進上するものであり、後者は諸國の珍異の物を官物で購入（布五〇端分を限度とする）して貢獻するもので、大宝令では朝集使貢獻物とよばれた。これらはともに正税（天平六年郡稱混合以前は郡稱）を用いて國が交易して進上するもので、国府経済と国府交易圏のかかわりあいの原型をこの二つの条文にもとめるべきであ

る。兩条による購入は、国府交易圈を利用して行なわれたのであろう。諸国（朝集使）貢献物は上限を准布五〇端としており、^②少なくとも大宝令制定後いくばくかの間は、国府が兩条の規定により国府交易圈を利用する度合は、比較的低かったと思われる。

ところで両者の後身は天平期の諸正税帳郡稱帳に見い出すことができる。いま一例を整理して示してみる。

(イ) 年料馬蓑二〇領、田蓑一〇〇領、荏四斛、胡麻子四斛、稗五斛、葛子二斛（直稻合計四二〇束）

(ロ) 進上交易、白貝内鰯一斛五斗、苧七〇斤、鹿皮四〇張、蓼夫料雜鰯五〇斛、納缶一五二口、匏一四口、綿三四料紫糸八絢三分染

料紫一一斤（直稻合計二七九束四把）

(ハ) 依官符交易馬蓑三五領、罽七口、木資碗六〇口新漆六升（直稻合計六六五束）

(ニ) 營造兵器用度価稻六九四束九把

(ホ) 修理綾綜一七具料糸一六斤八兩（直稻九九〇束）

(ヘ) 売不用伝馬一一匹、死馬皮一〇張（直稻合計七一〇束）（二一六〇九十三）（天平六年「尾張国正税帳」）

さきの朝集使貢献物と土毛は中央に貢献する点で、(イ)、(ロ)、(ハ)に相当するが、これらは全支出額の約五%にすぎず、大きな意味をもつとは思えない。しかし大宝令における土毛と朝集使貢献物は、この例がよく示すように天平期では、年料、進上交易（年料外）、依官符へと発展整備されており、そこに国府の国府交易圈に対する利用度の拡大をみる事ができよう。この傾向は時とともに大きくなり、延喜民部式交易雜物条にいたる。^②これには

尾張国 白絹十二疋、絹百五十疋、油三石、樽二合、苧一百十斤、鹿革廿張、鹿皮十張、鹿角十枚、薺子五石、胡麻子四石、荏子四石、鹿角菜三石、蕨菜卅斤、於胡菜卅斤

とあり、絹一五〇疋のみで直稻は九千束にも達し、(イ)～(ヘ)の直稻総計六二七八束三把を凌駕する。もって交易進上物の拡充はあきらかであろう。以上、国府と国府交易圈との関係を、交易進上物について考えてきたが、しかし正税帳にはほか

に(二)、(イ)、(ハ)の費用にも「直種」の記載がみえ、諸物資が購入または売却されたことを示す。これらも国府の国府交易圏の利用度の高まりとともに、国府交易圏の存在を前提とするように変化し、(イ)、(ロ)、(ハ)の展開とあいまって延喜主税寮式の正税帳式に定着する。

国府交易圏の発展が具体的にいかなる経過をたどったか、これをうらづける史料とてなく、不明とせざるをえない。しかし上述の国府の国府交易圏に対する利用度の漸増は、この点にわずかな手がかりを与えるものである。国府交易圏の発展形態には各地域により種々の変化がみられるであろうが、わたくしは基本的にはおおよそぎの経過をたどったと推定している。まず第一段階として、国府経済や国衙官人の私経済の運営上必要な国府市、国府から中央への諸種の貢納物の運送になくはならぬ駅や国府津、これらによってまず原初的な国府交易圏が形成されたと考えられる。そして国府の国府交易圏に対する利用度の漸増とともに第二段階へと入ったであろう。つまり国府市を中心とする原初的な流通経済機構では、国府にとって次第に不十分になり、国府市はその延長部分が必要としてくる。その結果、各地に存在していた地方市が国府交易圏のなかに組みこまれ、国府や国府津、駅、また国府市と水陸路により緊密に結合されてくることになる。

そして第三段階の最も好例が備前——備後の場合である。延暦十五年（七九六）十一月十三日太政官符『類聚三代格』には、備前国が調鉄の貢納のために常に比国から買っているのを、調を絹糸に変更することがのべられている。これに対して延暦二四年（八〇五）十二月七日太政官奏『類聚三代格』により、備後国神石郡以下八郡の調を絹糸から鉄に切りかえることが許された。門脇禎二氏はこれを鉄生産の中心が備前から備後の山間郡部にうつり、それに対応して両国の調品目が変わえられたと解し、さらに特定の手工業製品をめぐる地域的交易圏が形成され、手工業生産の不均衡発展の結果、地域によっては「諸国相互間の交易による調庸物弁備の形態」が成立することを指摘している。わたくしは氏のいう「地域的交易圏」とそこにおける比国交易を、複数の国府交易圏の結合として理解し、国府交易圏展開の第三段階として理解したい。さらに付言すれば右の場合、備前国が比国から鉄を買わねばならなかったのは鉄生産のあり方に規定されたため

あるが、備前国からみれば「比国」は国府市の国外における延長部分すなわち国府交易圏の国外における部分と理解できる。したがって鉄の交易にあたって、備前国では第二段階と第三段階が相互にからみあいながら展開したとみられる。

このような国府交易圏は、国司その他の私富蓄積の舞台となることもあったが、その本質においては、国府経済や国衙官人の私経済との関係から理解すべきである。この意味で国府経済は国府交易圏において実現される流通経済を柱の一つとしていたといいうるのであろう。

- ① 日本古典文学大系本『風土記』四九、一一一、一三七ページ。
- ② 西村真次氏は歌垣や燕楽と市との関係を指摘し、この三史料のほか『常陸国風土記』筑波郡筑波岳条、同香島郡童子女松原条、『肥前国風土記』逸文杵島山条、『摂津国風土記』嶋根郡前原崎条、同邑美冷水条をあげている（『日本古代経済・交換篇・市場』前掲）。
- ③ 藤岡謙二郎『国府』八五、八八ページ。
- ④ 米倉二郎『東亜の集落』二一六ページ。
- ⑤ 防府史談会『周防の国衙』
- ⑥ 前掲『周防の国衙』第二篇第二章「国府の機能と構造」（八木充執筆）
- ⑦ 『続日本紀』宝龜元年（七七〇）三日癸酉条にみえる「会賀市司」任命記事は、前年の由義宮を西京とし、河内国を河内職とした処置（『続日本紀』）と関連して理解する必要がある。すなわち雄略十三年紀や顕宗即位前紀などにもみえるように会賀市の起源は古いが、由義宮が西京とされたため京の市の機能を付され、それにとまない市司がおかれたものと思われる。会賀市司は西京の市たる会賀市を統轄したのであって、河内国の国府市としての会賀市の市司とみるべきではない。
- ⑧ 西村真次『日本古代経済・交換篇・市場』八四ページ。
- ⑨ この表はわたくしの調査分と、木下良氏が一九七一年九月二〇日に日本史研究会古代史部会にて報告された（『国府跡研究の現状』）際に史料として配布された表とによって作成した。
- ⑩ 『日本書紀』雄略十三年三月条、同顕宗即位前紀、『続日本紀』宝龜元年三月癸酉条、『万葉集』二八四、『日本靈異記』下二七。
- ⑪ 狩野久『日本古代の都市と農村』（『日本史研究』五九号）
- ⑫ 木下良『国府跡研究の諸問題』（『人文地理』二一四）
- ⑬ 備後国府址の比定地については、現在二説ある。④府中市府川町、④これより芦田川を下った深安郡神辺町字湯野である。藤岡謙二郎氏は「この地（④）に最初備後の国府が設定され、『和名抄』時代にはさらに上流の上掲府中市に移動したと考えられる」（『国府』二二一ページ）と述べている。④、⑤ともに芦田川により深津市と結ばれていたが、当初設定された⑤の方が深津市により近い。
- ⑭ 西村真次『日本古代経済・交換篇・市場』八二ページ。
- ⑮ 木下良『近江国府址について』（『人文地理』一八八—三）
- ⑯ 藤岡謙二郎『国府』六四ページ。
- ⑰ 日本古典文学大系本『靈異記』の校訂による。
- ⑱ 清水三男『村落と市場』（前掲）三二五ページ。
- ⑲ ④は異論はない。③については、このように一般的にのべることは躊躇せざるをえない。大勢としては妥当であっても、各地方における流通経済の具体相の究明のなから結論すべき問題であると思う。

② 天平九年（七三七）「但馬国正税帳」に

布肆端、別 直稻老佰束端別廿五束（二一五九）

とあり、天平十一年「伊豆国正税帳」にも

布参拾肆端価稻陸佰捌拾束（二一九三）

とある。前者によれば布五〇端は二二五〇束にあたり、後者では一〇〇束に相当する。

③ 園田香融「出萃——天平から延喜まで——」（前掲）なお氏は天平

九年「但馬国正税帳」からも同様に約五%の数値を算出している。

② 交易制の展開については、村井康彦「公営田と調庸制」（『古代国家解体過程の研究』、早川庄八「律令財政の構造とその変質」（『日本経済史大系』1）

③ 延喜主税式禄物価法では尾張国は絹一疋直稻六〇束である。この数字はそのまま国衙交易の価直には合致しないかもしれぬが、一応の目安として参考にとすると、絹一五〇疋の直稻は九〇〇〇束となる。

④ 門脇禎二「調庸收取形態の変化とその背景」（前掲）

三 全国的流通体系

(1) 封戸物・庄園料物

以上わたくしは東西市を中心とする中央交易圏と、国府市を中心とする国府交易圏の存在を指摘するとともに、その構造をあきらかにし、あわせて律令中央地方経済との関連にも言及した。そこで次に問題とされねばならないのはこの二つの交易圏が相互にどのような関係にあったのかという点である。前述のように例交易進上物や官省符による交易進上物は、国衙正税を財源としたものの、中央政府の経済を補っており、国府による国府交易圏の利用が中央政府にとっても意味をもったことも、この点の考察が重要であることを示している。

賦役令集解封戸条には「古記云、問、其租一分給主、若為処分、答、運春米、国者米送、遠国者販売輕貨、送給耳」という古記の問答が記されている。年料春米は畿内を除く近国もしくは運搬に便利な沿海の国が連京国に指定されたので、^①これ以外の「遠国」は、古記によれば封戸租を輕貨に交易して連京したことになる。古記のいう封戸租連京の方式が実際に行なわれていたことは「相模国天平七年封戸租交易帳」（二一六三五）の存在からたしかめられる。その後延暦二四年（八

○五)に、平安京造宮の負担軽減措置の一つとして、「諸家封租、暫停^①春米、交易^②輕貨」ことが定められ、弘仁式ではふたたび「凡神寺諸家封租、交易^③輕貨、并春米送之(下略)」と規定された。また封物を価値として交易した物資を京進する例はほかにもある。以上から京およびその周辺に所在する封主の封戸については、少なくとも天平七年頃には春米連京国以外は、国府が租を輕貨に交易して進上していたことがわかるのである。これは運送の関係からとられた処置であろうが、そのみに矮少化すべきではない。国府交易圈における流通経済によって、封戸租米を輕貨に交易できなければ、運送が困難となり、封主の収入はおぼつかなくなる。わたくしはこの点に、諸封主の経済が、その足の一つを諸国の流通経済に
おいている点を読みとる必要があると思う。

つぎに越前国東大寺領庄園を例としてとりあげよう。

坂井郡司解 申^④上^⑤進^⑥上^⑦御料^⑧稻事

合捌伯束

絶^⑨、壹拾参匹直稻柒伯捌拾束匹別六十束

残稻貳拾束受三國真人奥山

右絶、限^⑩来八月卅日^⑪、将^⑫進上^⑬、仍具注^⑭狀申送、以解、

天平宝字三年五月九日税長中村男村

大領正六位上品治部君広耳 (四一三六四)

謹解 申交易^⑮応^⑯進上^⑰稻事

合稻壹仟束

右稻、当時^⑱承^⑲交易^⑳進上^㉑、但其沽^㉒佃者、臨時隨^㉓当土売^㉔、将^㉕成^㉖買進上^㉗、仍具注^㉘狀申上、以解、

天平宝字三年五月十三日

少領生江臣国立

（四一三六六）

これらは、ともに東大寺領庄園の料稲の送付に関する史料で、造東大寺司主典兼造石山寺所別当安都雄足の下で処理されたものと考えられる。^⑤ここできわめて注目すべきは事書には「稻」を進上すると記しながら、実際には前者では絶、後者では糸を進上することになっていると考えられる点である。^⑥この事書と実際のちがいは、後者がよく示すように、庄園の料稲を交易して、絶、糸など（輕貨）にかえることになっているために生じたものである。^⑦この交易は越前国内で行なわれることになっていたと見られるが、東大寺領庄園からの料物収取にあたって、越前国における流通経済が利用されていたことがわかる点はこの際大いに重要である。越前国府は九頭龍川上流の日野川に面する現在の武生市街にあったとされている。^⑧ここに国府市があったとすれば、^⑨越前における国府交易圏は、九頭龍川水系によって結ばれた国府市と国府津たる三国津（湊）とを基軸としていたのではなからうか。次にのべるように東大寺領庄園が九頭龍川水系を利用しうる位置におかれたことは、その料物進上にともなう交易が国府交易圏を利用したであろうことを十分推測させる。

東大寺は多くの庄園を越前国にもっていたが、これらの庄は「ほとんど九頭龍川の水運を巧みに利用しうる地点に選定されたようで、その春米の東大寺への輸送にあたっては河口の三国津より敦賀津に舟送し、ここから近江の塩津に陸路運送し、以後は琵琶湖・宇治川・木津川の水運を利用するという比較的便利な法が用いられた」^⑩た。前述のごとく造東大寺司は琵琶湖水運の南の起点である瀬田に勢多庄をもち、ここから瀬田川をくだり宇治川には宇治司所、木津川には泉木屋所を配置して中央交易圏に対応して流通機構を整備していたが、してみると越前の東大寺領諸庄園はこのような中央の流通機構と直結しうる位置を選んで占定されていたわけである。また西大寺も越前にいくつかの庄園を有するとともに、^⑪勢多庄、保良庄や泉木屋を瀬田川、宇治川、木津川水系にそって配置していた。これも東大寺の場合と同様に理解しうる。このように官大寺の経済は、中央交易圏に立脚すると同時に、庄園料物収取にあたって国府交易圏への接触をも必要としたことは明白である。このような官大寺の経済のあり方から、中央交易圏がそれだけで独立し他から切りはなされたもので

あつたのではなく、各国府交易圏と密着していたことが理解されるであろう。

さらに東大寺領越前庄園とは直接関係しないが、当面の主題に従ってつぎの史料を検討する必要がある。

越前国司牒 造東大寺安都佐官所

紫絶式丈陸尺肆寸 価銭貳貫文

牒、買先不足、仍為交易、差丹生団百長宋人黒麻呂充使、令齎価銭、使向件人、宣察意趣、懇勸求買、早速送到、以牒、

天平宝字二年八月十一日 史生大和連広公

縁内真人魚麻呂(四二二八七)

これは越前国司から使に価銭を付して中央の安都雄足のもとへ派遣し、彼に紫絶購入の便宜をはかることを依頼した文書である。安都雄足は以前造東大寺司舎人であったが、のち越前国史生となり、天平宝字二年二月初めから六月中ごろまでの間に造東大寺司主典となった。この経歴から右の依頼がなされたのであるが、しかしここで特に注意すべきは、紫絶購入が計画された原因が「買先不足、仍為交易」とされていることである。国府の必要とする紫絶は本来国もとでとりそろえられるが、たまたま「買先不足」すなわち国もとで購入してもなお不足したために、前越前国史生安都雄足に連絡して、中央で交易して入手しようとしたのである。この場合、安都雄足と越前国の特殊関係が前提となっているので、ただちに一般化するのは検討を要するが、越前国の国府交易圏における流通経済の限界のかたに中央交易圏における流通経済が存在し、後者が前者を補完しているという関係はきわめて重要である。

(2) 調庸物

つぎに天平勝宝八歳(七五六)、相模国から造東大寺司へ、価六〇貫文で売却された「調邸」をとりあげよう。^③これは「左京八条三坊」(四一一四)の一町の広さを占め、「東市西辺」(四一八三)にあり、売却後は造東大寺司の東市庄となつた。^④この「調邸」なるものは他にまったく例をみないため、その性格をめぐっていろいろと論議されてきた。高柳光寿

氏はこれを調所の出張所としたが、国衙における「所」の成立を早く見すぎているようであり、したがうことはできない。これに対して狩野久氏は調物取扱所という規定を与えた^⑩。さらに村尾次郎氏は各国の運京物資の貯蔵施設の一つとし、阿部猛氏は京進調物の保管倉庫としている^⑪。これらによれば、調邸とは諸国から運京された調物の保管倉庫であり取扱所であるというのが公約数的見解であろう。たしかに調邸に倉庫的機能があり、調物を取扱ったことはうたがない。そのような意味での調邸的施設は当然諸国が京内外にもっていたと想定される。しかしこのような解釈では調邸がほかの場所ではなく、なせとりわけ「東市西辺」にあったのかということの説明は全くつかなくなる。問題は調物を取扱った点にあるのではなく、調物をいかに取扱ったのかという点こそ最も解かれねばならないところなのである。

周知のごとく相模国の調邸は、造東大寺司によって購入され、同司所管の東市庄となった。それゆえ調邸の諸機能のうちには東市庄に引き継がれたものがあるはずである。したがって東市庄の機能から逆に調邸の機能の一端をうかがうことができるであろう。まず「西市庄解 申上日事」（二五—一六二）とあって庄領の上日数の報告という当然の事務を行なっている。東市庄にもこれは共通したはずである。これ以外には「東市庄解 申買進上乾麦事」（十三—三五七）とあって造東大寺司の命により市で物資を買って進上している。また「東市庄解 申平章価物事」（四—二七七）とあり、市の物価を調査報告することも行なっていた。すなわち東市庄は、主として物資購入と価格調査を行なったが、これは調邸の機能を引き継いだものであろう。調邸が単に調物の倉庫や取扱所たるのみでなく、東西市を中心とする流通経済と結びついた経済的活動を行なっていたことはもはや明白である。調邸が東市西辺にあったのは単なる偶然では決していないのである。その点で吉田孝氏が延暦二年（七八三）三月二日太政官符に「不得妄差品官以致稽留、及綿代輸米交関京下、亦除水脚粮之外、輒載私物、漂失官物」（『類聚三代格』）とあるのをとらえて、調邸を調庸物の代物運京と結びつけて理解するのは極めて示唆的であり、わたくしもこの見解に従いたい。運京された代物は調邸を通じて東西市やその延長部分で規定の調庸物にかえられて納官されたのであろう。

しかしながら代物運京と調邸との關係を指摘しただけではいまだ不十分である。なぜ規定の調庸物ではなく「代物」が運京されねばならなかったのか、なぜ調邸が中央交易圏における流通経済と結びついた経済的活動を行なわねばならなかったのか。この点を解くうえでわずかな手がりとなるのは、調邸に関してただ一つ残った史料が、他の国ではなくまさに相模国のものであったという点そのものである。相模国は東海道の東辺近く、坂東に属する遠国であり、現在までのところ国府市の遺称すら認められておらず、地方市や国府交易圏の發展を示す史料もない。また同国からの献錢叙位者も史料にみえない。相模国内では流通経済の發展度が低く、国府交易圏の形成も十分ではなかったと判断すべきであろう。^④

国内の流通経済があまり發展していない相模国がかえって「東市西辺」に調邸をもち、東西市を中心とする中央交易圏に依拠して調物を取りそろえていたことは、単なる偶然ではない。国内に国府市を中心とする国府交易圏が發展しているならば、国司はこれを利用して中央から要求される調庸物の品目数量を取りそろえることができ、代物を運京しなくてもすんだはずである。このような国々の中央における調物取扱所は中央の流通経済に接触する必要は原則としてない。これに對して相模国のように国府交易圏の未成熟な国々では、国府段階で規定の調庸物を取りそろえることはできず、したがって代物を運京するしかない。このような国々は中央において代物を調庸物にかえねばならず、必然的に調邸等の出先機関は中央交易圏を利用せざるをえなかった。

わたくしは、調の取扱所は各国が京内外にもっていたが、それが東西市を中心とする中央交易圏における流通経済と密接な關係をもつか否かは、各国内における国府市を中心とする国府交易圏の成熟度によって根本的には規定されていたと考える。このようにみると、調庸制という律令制的収取の根幹において、中央交易圏と国府交易圏とが相互に連関しあい、両者あいまってはじめて調庸物の貢納が円滑に行なわれたことが理解されよう。

(3) 全国的流通体系

これまでに封戸物や庄園料物、調庸物の収取にあたり国府交易圏が利用され、また逆に国府の物資調達に際して中央交

易園が国府交易圏の補完者として存在したことをのべてきた。これによれば両者の交易圏は律令中央貴族や律令国家の収取に規定されて相互に補完しつつ連関していたことがわかる。奈良時代の全国的流通体系は以上のように理解さるべきであり、単に遠距離交易の存在を指摘するのみにとどまるべきではない。

前掲の延暦二年(七八三)三月二日の太政官符『類聚三代格』には「不得……亦除水脚粮之外輒載私物漂失官物」とあり、太宰府からの調綿貢上にあたって私物が混入されていることを示している。また時代は降るが『続日本後紀』承和十二年(八四五)正月壬申条には

美濃国言、凡上下諸使、随其位階、乘用人馬、灼立条章、而貢御鹿尾熊臂毘布并沙金葉草等使、或以遷替之国司、便充綱領、或差浮遊之輩、令得公乘、而公物有限、私荷無數、使等偏假威勢、不憚憲法、馭子無由告訴、運送山谷、人馬斃亡、職此之由、望請、除非貢御鷹馬并四度使之外諸使等、以初位已下子弟、被差充之者、勅依請、宜仰陸奥出羽兩國及東山道諸国、令知此制、

とあり、美濃国司は貢雜物使にあてた遷替国司や浮浪人が、公物運送に便乗して無數の「私荷」を混入させていることを指摘している。これに対して出された勅が陸奥出羽兩國および東山道諸国を対象とするので、この事態はこれらの多くの国々でもあらわれていたと推測される。『類聚三代格』におさめる同官符では「積習為例経代不停」とあるので、馭子の負担の重いことを強調するための誇張が含まれるにせよ、このような事態がかなり以前からあったと考えてよいであろう。公物の運京に便乗して私荷を運ぶという点は、まさにさきの大宰府の貢綿における事態と同じである。

このように奈良時代の全国的規模における流通経済は、基本的には律令制的収取、とりわけ調庸物の運京に規定されていたことは明白である。国郡司有力農民はこれに便乗して私物を運京し利益をはかっていた。彼らの活動は奈良時代ではいまだ律令財政に寄生的であったが、奈良時代末から顕在化してくる調庸を中心とする貢納制の動揺のなかで、次第に寄生的性格を払拭していくことになる。奈良時代の全国的流通体系は調庸を中心とする貢納制の動揺と、これを惹起せしめ

またこれに乗じる「商人」の活動によりしだいに変質せしめられていく。以上から奈良時代の全国的流通体系は、流通経済の発展のなかで、「商人」の律令国家から相対的に独自の交易活動の結果として成立したものではなく、かえって律令国家への貢納制に規定されて成立してきたことがあきらかになったと思う。遠距離「商人」はこのような全国的流通体系を利用し、寄生的に私富の蓄積をはかったにすぎない。

- ① 早川庄八「律令財政の構造とその変質」(前掲)
- ② 『日本後紀』延暦二年十二月壬寅条。
- ③ 弘仁主税式、延喜主税寮式にもこれと同文がある。
- ④ 『続日本紀』天平二年四月辛未条。
- ⑤ 岸俊男「越前国東大寺領庄園をめぐる政治的動向」(『日本古代政治史研究』)
- ⑥ 後者の史料に因して『日本古代人名辞典』第一巻、生江臣国立の項では、糸を交易して稲にかえて東大寺に進上したと解している。これによれば造東大寺司は庄園から軽貨である糸を收取し、それを交易してわざわざ重貨である稲にかえて進上したことになる。しかも純を売買の価値とするのは、この当時においても考えられるとしても、糸を用いたとすればきわめて特殊な例となる。これに対して額稲を価値として売買を行なうことは、ごく普通のことであつた。さらに中央において食料や売買の操作に用いられる春米ではなく、額稲を進上しているのであつてみれば、この解釈は不都合な点が多いと思われる。むしろこの二史料とともに、庄園から收取した額稲を、運京にあたり軽貨に交易すると理解すべき可能性が高いであらう。事書に「稲」と記されたのは、現実には送られる物品が代物であれ何であれ、あくまでも庄園からの料稲の名目で進上するからであらう。
- ⑦ 両史料の交易価格をみると、前者は「匹別六十束」とのみ記すのに対し、後者はその「沽価」が「随当土売」だったものであること、すなわち越前における時価で行なわれたことを特にあきらかにしている。この点からみて前者が時価でないことは明白であり、しかも後者の時価による交易が「臨時」と明記されるので、前者が本来の形であつたものと思われる。前者の価格は時価以外のもの、たとえば造東大寺司が指定した価格もしくは越前国の公定価格のようなものであろう。
- ⑧ 藤岡謙二郎『国府』一六三ページ。
- ⑨ 斎藤優氏は「南辺には諸国に遺存する『国府市場』に通ずる『上市』の地名を認め」とのべる(『越前国府の位置と規模』、福井県考古雑報3『若越余里の研究』所収。藤岡謙二郎氏もこれを継承している(同氏「都市と交通路の歴史地理学的研究」四四ページ)。
- ⑩ 岸俊男「國説日本文化史大系」3「社会・経済」一四四ページ。
- ⑪ 宝龜十一年十二月二五日「西大寺資財流記帳」越前国の項(『聖業遺文』中巻四一四ページ)。
- ⑫ 岸俊男「越前国東大寺領庄園をめぐる政治的動向」(前掲)
- ⑬ 関係史料は四一五八、八三、一〇九、一一四の四通である。その形状、調郎売却の事情、およびこの史料から導かれる諸問題については、高柳光寿「東大寺薬師院文書の研究——平城京相模国調郎・東西市庄・東西堀川のこと——」上・下(『日本歴史』一〇一、一〇二号)。
- ⑭ 東市庄はその後造寺務所の所管に属した。延暦十五年(七九六)八月二八日の「東大寺三綱牒」(『平安遺文』十四号)では、三綱牒 造寺務所

請東市庄券參枚、

とあって、同庄券は三枚とされている。これは高柳氏があきらかにした点(四枚の連券)と合致しない。しかし奥書に異筆で、

依請放充四枚、白紙二枚

とあるので、東市庄券は四枚であるのがやはり正しい。そして「白紙二枚、印捺二枚」とあるのは四一五八、八三に「相模国印」がおさ

れており、他はおされていないという現存の連券の形状とも合致する。

したがってさきの四通は、すでに延暦十五年にはほぼ現存の形で存在していたことが確かめられる。

⑮ 高柳光寿「東大寺薬師院文書の研究」(前掲)

⑯ 狩野久「日本古代の都市と農村」(前掲)

むすび

以上推論を重ねたが、奈良時代における流通経済の構造的特質について、その大略をほぼ明らかにしえたと思う。そのうち注意すべきは、まず中央において官市・政治的市である東西市とその延長部分(『流通経済の結節点』が前者を中心に水陸路で緊密に結合し、一個の流通経済圏(中央交易圏)を形成していたという事実である。従来の諸説はこの点を見のがしていたために、東西市やその他の流通経済の要地の個々の検討にとどまっております、その結果、たとえば東西市が中央の流通経済において占めた位置も相対的にしか評価されえなかった。また諸司・上級官人・貴族・官大寺が各地に庄を展開させていた意味を正確に把握することもできなかった。しかし私見のように考えることにより、これらの点を解明する手がかりがえられ、また律令中央財政と流通経済との関係をより具体的に把握できるようになったと思われる。

つぎに地方には自然発生的で一般公民の生活に密着した地方市と、官市・政治的市である国府市という性格の異なる市があり、後者を中心に国府交易圏が形成されていた点も見落してはならない。国府市の存在を指摘しえたことにより、従

⑰ 村尾次郎『律令財政史の研究』三七二～三七三ページ。

⑱ 阿部猛『律令国家解体過程の研究』三九五ページ。

⑲ 丹波古文書一一九号内包表、一一六号内包裏。

⑳ 四一七六、二八六、二八七(西市庄)、二五一・二五九も同様。

㉑ 同じく四一二四五。

㉒ 吉田孝「律令時代の交易」(前掲)

㉓ ただし賦役令集解調庸物条古記のひく民部省式は中国としている。

㉔ もっとも天平七年の「相模国封戸租交易帳」が現存しており、相模国が「交易」を行なったらしいが、交易部分を欠失しており、その規模を知ることとはできない。

来ほとんど言及されることのなかった国府経済と流通経済との関係を考える一史料がえられることになった。それは律令制的収取のあり方を解明することとつながる。律令中央地方財政がこのように流通経済と関係をもち、とくに律令制収奪の根幹を形づくる調庸物の貢納が、中央と地方の流通経済を前提にしてはじめて円滑に行なわれえたことは重要な事実である。従来律令制的収奪は基本において流通経済を前提としていないとみるのが大勢であるが、右の事実はこの考えに若干の反省を迫ることにもなると思う。これに関連して今後の課題となるのは交易制の実態の解明であろう。

さらに中央と地方の流通経済は相互に無関係に存在していたのではなく、律令制的収取に規定されて、相互に補完し関連していたのであるが、従来は両者を平面的に羅列するのみで相互の内的連関を問うことがなかった。この点を問うことによりはじめて奈良時代の「商人」の活動の歴史的 성격が正確に把握できることになる。

総じてこれまでの奈良時代の流通経済に関する諸研究は私見のような構造的性質についての理解をふまえることがなかったため、説得的にこの時代の流通経済の本質を説明しえていないように思われる。本稿は当該時代の流通経済に関する諸問題を考えるうえで一つの基礎的事実の確定を目ざしたものにすぎない。したがって、奈良時代の流通経済の構造的性質を確定し、あわせて律令経済がこのような流通経済といかに関係したか、という点を解明することに力点があつたため、流通経済の発展を規定する手工業生産の問題、本稿でのべたような流通経済構造をふまえて活躍する「商人」の問題などにはふれることができず、またかかる流通経済構造の歴史的発展過程についても論じられなかった。さらに貨幣経済との関係も別に論ずることとして捨象した。その他論じた点が多く、論証の不備もまた多いが、すべて他日を期して一まず本稿をおわりたいと思う。

〔付記〕 本稿は一九七一年九月十八日、日本史研究会九月例会で「律令制と貨幣経済」と題して報告したものの一部に補筆したものである。成稿にあたっては岸俊男、門脇禎二両先生から数々の助言をえることができた。心から感謝します。

（京都大学大学院生・

The Mirrors Dug from the Tomb of King *Munyōng*

武寧王 and the *Nanatsuko-no-kagami* 七子鏡

by

T. Higuchi

All of the three mirrors dug from the tomb of King *Munyōng* of the Daekche Dynasty 百濟 are supposed to be *fumikaeshi-kyō* 踏み返し鏡 (the remoulded mirrors) of the Six Dynasties Period 六朝時代. On the other hand, another three mirrors from the same mould 同型鏡 were dug from the Japanese ancient tombs. So, taking account of another similar examples together, we can presume the cultural intercourse between the Daekche Dynasty and Japan by the medium of the mirrors from the same mould.

The *Jingū-ki* 神功皇后紀, in the article of the 52th year, tells that the king of the Daekche Dynasty offered *Wakoku* 倭国 a *Nanatsuko-no-kagami* and a *Shichi-shi-tou* 七枝刀. We presume, therefore, this *Nanatsuko-no-kagami* had the same *Shichinyū* 七乳 as the *Shichinyū-Jūtai-Kyō* 七乳獸帶鏡 (mirror with seven nipples and figures of seven animals) dug from the tomb of King *Munyōng* and the *Seigai-Jūtai-Kyō* 青蓋獸帶鏡 (mirror with inscription “*ts’ing-kai*” and figures of seven animals) which is said to be dug from the tomb of Emperor *Nintoku* 仁德天皇.

The Economic Circulation in the Nara Period

by

T. Sakaehara

The precedent studies on the economic circulation of the Nara Period, neglecting the fundamental work of defining its systematical characteristics, have not completely grasped its essential qualities. This article aims at giving a general outline of this subject.

First of all, in the central district, the *Tōzai-ichi* 東西市 which was pivotal as an official and political market, and its extended parts were combined by the main streets and formed the central market sphere 中

央交易圈。The finances of the nobles and the officials 諸司官人家 were kept on such a circulating economic system. On the other hand, in the local districts, besides the local markets, the *Kokufu-ichi* 国府市 which was closely connected with the Kokufu-economy 国府經濟, and its extended parts were combined and formed the Kokufu market sphere 国府交易圈。The Kokufu-economy was operated on the basis of this Kokufu market sphere.

The central market sphere and the Kokufu market sphere were conditioned by the economy of the Ritsuryo-Regime 律令制 and complemented each other and formed the national circulating system of the Nara Period.

The “*t'uan-fei*” 「團匪」 and Peasant Problem in the
Shan-tung 山東 District in the Later Ch'ing Dynasty

by

T. Kanbe

In the age of *hsien-fêng* 咸豐 and *t'uang-chih* 同治, the Shan-tung district was assaulted by the *T'ai-p'ing ti'en-kuo* 太平天国 and the *Nien-chün* 捻軍, and in concert with it, there uprised the *k'ang-liang k'ang-kuan* 抗糧抗官 movement in many places. This movement was carried by the poor free-holding peasant class that occupied the overwhelming part of the country classes.

The Ch'ing dynasty, in order to meet this crisis, encouraged the *t'uan-lien* 團練 composed mainly of local élite landlords 鄉紳地主, but, on the other hand, the poor free-holding peasants also formed another organizations—for example, *Hei-ch'i-chün* 黑旗軍 and *Ch'ang-ch'iang-hui* 長槍會—The *t'uan-lien* which the former organized was called “*kuan-t'uan*” 「官團」 or “*pai-t'uan*” 「白團」. The one which the latter organized was called “*hei-t'uan*” 「黑團」, “*wei t'uan*” 「偽團」, “*ê-t'uan*” 「惡團」 or “*t'uan-fei*” 「團匪」.

The reason why the poor free-holding peasants uprised on the basis of *t'uan-lien* organizations was that the Ch'ing dynasty and local élite landlords had aggrandized the unlawful plunder by the charge of the “*fu-shou*” 「浮收」, “*t'uan-fei*” 「團費」. The *k'ang-liang k'ang-kuan* move-